



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

“ひょうご”の中小企業を
補償でサポート！

休業 対応 応援共済

地震・津波・火災などの災害から事業所を守る休業補償制度



休業対応応援共済とは

地震・噴火・津波などの大規模自然災害を含む
さまざまな事故の**休業損失**を補償する共済です。

▼共済の対象建物が下記の事故により損害を受け、休業した場合の補償

1	地震・噴火・津波	2	火 災
			
	これらの事故による火災を含む		
5 台風・竜巻 暴風等の風災	6 雪 災	3 破裂・爆発	4 落 雷
			
9 給排水設備または 他人の戸室の 事故による水濡れ	10 建物外部 からの物体の 落下・飛来・衝突	7 ひょう災	8 台風・豪雨 等の水災
			
11 騒じよう・集団行動 労働争議に伴う 暴行、破壊	12 盗難による 損傷・汚損等		
			

▼共済の対象建物が下記の原因により休業した場合の補償

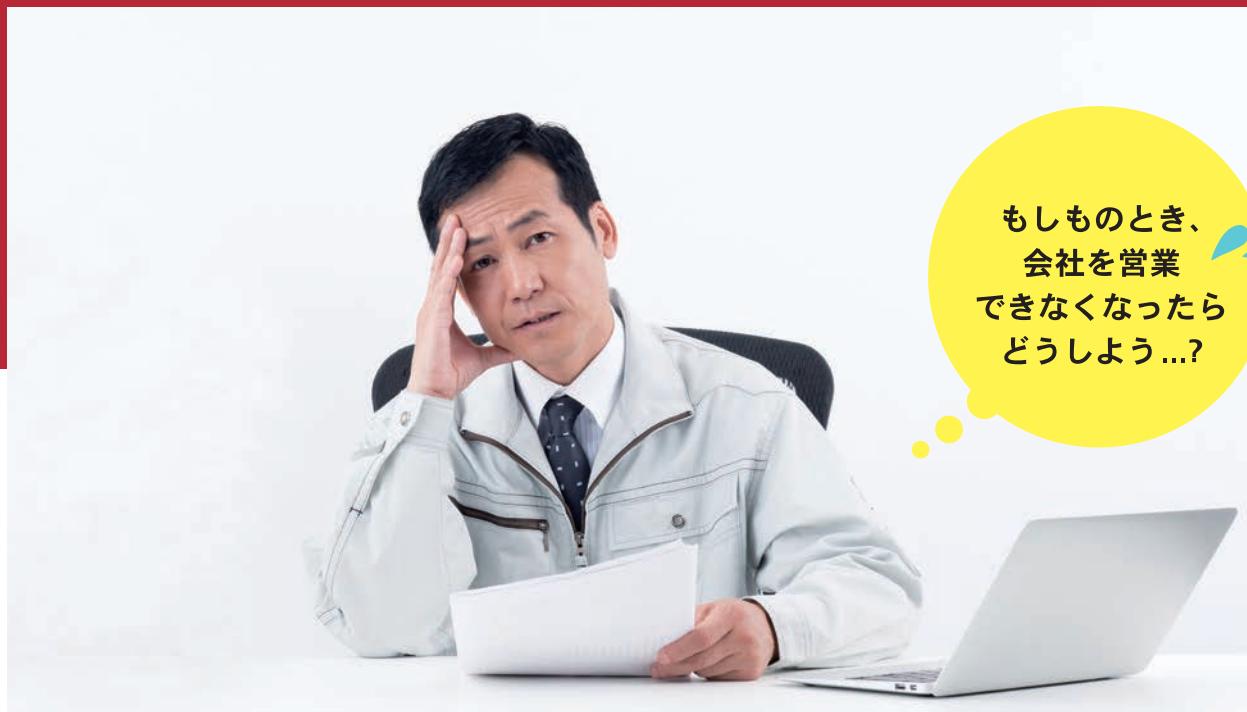
13 隣接物件に2~12の事故が生じたとき (テナントビル・地下街・アーケード・袋小路等)

14 敷地外の電気・ガス・水道・通信などの設備*に2~12の事故が生じたとき

* 共済の対象建物と配管または配線により接続している次の事業者の専有するもの
ア.電気事業法に定める電気事業者 イ.ガス事業法に定めるガス事業者
ウ.水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者 エ.電気通信事業法に定める電気通信事業者

災害によりお店や工場に損害が生じ、事業活動を休止せざるをえなくなったら…

事業が休止しても、人件費や借家料など、日々、固定費は発生します。
財物を補償する火災保険の加入だけでは、休業損失リスクへの対応はできていません。



**休業対応応援共済は、事業活動が休止した場合の補償を
シンプルでわかりやすい日額×休業日数でお支払いします。**

A

全損応援共済金
【限度額：3,000万円】

¥ 約定日額 × ☰ 約定日数

- 共済の対象建物が建物評価額の80%以上の損害を受けた場合にお支払いします。
- 約定日額：粗利益日額の70%以内、1万円単位で設定してください。(Bと同額)
- 約定日数：90~180日の間で設定してください。(10日刻み、年間営業日数の半分を限度にご加入いただけます。)

B

一部損応援共済金
【限度額：1,500万円】

¥ 約定日額 × ☰ 実休業日数
(約定日数限度)

- 共済の対象建物が建物評価額の80%未満の損害を受けた場合にお支払いします。
- 4日以上連続して完全に休業した場合にお支払いします。(定休日を除く)
- 約定日額：粗利益日額の70%以内、1万円単位で設定してください。(Aと同額)
- 約定日数：30日・60日・90日のいずれかで支払限度日数を設定してください。

事故日から12ヶ月以内に事業再開した場合、仮店舗による営業は休業とみなし、補償対象日数としてカウントします。

休業対応応援共済の加入のしかたナビ

☑ STEP1

休業補償の対象にする建物を決めます。

- この共済は所有または管理する建物ごとにご加入いただく共済です。
まず、補償を必要とする建物を決めてください。
事業用建物(併用住宅を含む)に対してご加入いただけます。

☑ STEP2

約定日額を決めます。

① 万が一のために
加入限度日額いっぱいでの
ご加入をおすすめします。

例えれば 年間の粗利益額が2,100万円、年間営業日数が300日の事業所の場合
営業日数には半日・短時間営業の日数を含めます。

$$\begin{array}{rcl} \text{年間の粗利益額} & & \text{年間営業日数} \\ \boxed{2,100} \text{ 万円} & \div & \boxed{300} \text{ 日} = \\ \text{粗利益日額①} & & \boxed{7} \text{ 万円} \\ \hline \text{粗利益日額①} & & \text{加入できる日額} \\ \boxed{7} \text{ 万円} \times \boxed{70\%} & = & \boxed{5} \text{ 万円} \end{array}$$

- A全損応援共済金**と**B一部損応援共済金**の日額は同額で設定してください。
 約定日額は粗利益日額の70%以内、1万円単位で設定してください。

☑ STEP3

約定日数を決めます。

- A全損応援共済金** 90～180日の間で設定してください。
10日刻み、年間営業日数の半分を限度にご加入いただけます。
- B一部損応援共済金** 30・60・90日のいずれかで設定してください。
年間営業日数による加入限度日数はありません。

☑ STEP4

共済の対象建物の構造級を確認します。

a級・b級のどちらに該当するかをご確認ください。
(構造級がわからない場合は取扱代理所またはひょうご共済までお問い合わせください。)

a級	コンクリート造建物/コンクリートブロック造建物 れんが造建物 / 石造建物 / 鉄骨造建物(柱が鉄骨の建物)
b級	木造建物(柱が木材の建物。土蔵造建物を含む。) 柱が木材でも耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物である場合はa級になります。

下の共済掛金表にて、**STEP4**で確認した構造級の側の表を使用し、**STEP3**で決めた**A全損応援共済金**と**B一部損応援共済金**の日数のクロスする箇所の額が、日額1万円あたりの年間共済掛金です。
その額に**STEP2**で決めた約定日額を乗じた値が、1年間の共済掛金の額になります。

約定日額1万円あたりの共済掛金表(年額)

(単位:円)

構造級	a級			b級		
	一部損日数	30日	60日	90日	30日	60日
90日	4,530	5,608	6,197	6,328	8,048	9,025
100日	4,570	5,648	6,237	6,368	8,088	9,065
110日	4,610	5,688	6,277	6,408	8,128	9,105
120日	4,650	5,728	6,317	6,448	8,168	9,145
130日	4,690	5,768	6,357	6,488	8,208	9,185
140日	4,730	5,808	6,397	6,528	8,248	9,225
150日	4,770	5,848	6,437	6,568	8,288	9,265
160日	4,810	5,888	6,477	6,608	8,328	9,305
170日	4,850	5,928	6,517	6,648	8,368	9,345
180日	4,890	5,968	6,557	6,688	8,408	9,385

様へのおすすめプラン

年 月 日

対象建物名	①	②	同左	③	同左	
補償内容	日額 全損日数 一部損日数	万円 日 日	日額 全損日数 一部損日数	万円 日 日	日額 全損日数 一部損日数	万円 日 日
共済掛金(年額)		円		円		円

補償開始日と共済期間

補償開始日：申し込み手続きが完了した月の翌々月1日^{*1}

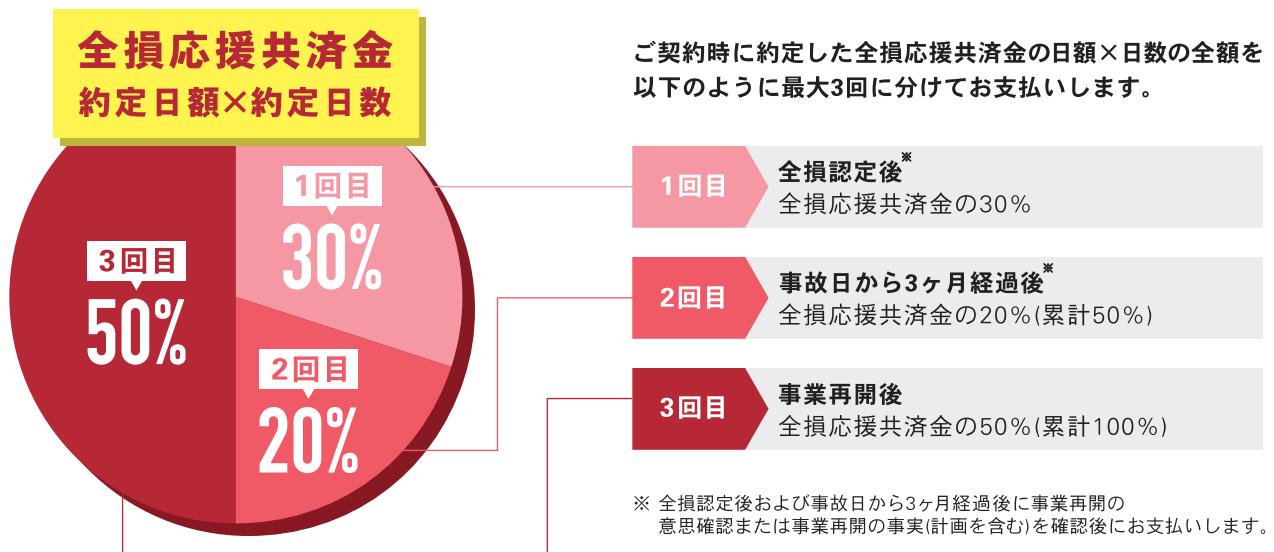
共済期間：1年間

お支払方法：年払（補償開始月の27日^{*2}にご指定のお口座から口座振替させていただきます。）

※1 詳しい加入スケジュールは、取扱代理所またはひょうご共済までお問い合わせください。

※2 27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

全損応援共済金のお支払い例



粗利益って？

粗利益とは、売上高から商品仕入高や原材料費^{*}を差し引いた金額のことをいいます。また、粗利益には営業利益だけでなく、人件費や借家料なども含みます。

※ 期首査定高を加え、期末査定高を差し引きます。



ご契約までにご確認いただきたいこと

建物の建築年月 建物の延床面積 直近年度の売上高・粗利益額・営業日数

ご契約の際、ご用意いただくもの

- ご契約者印（法人によるご契約の場合は、代表者印）
- 共済掛金をお支払いいただく口座のお届け印
- 出資金200円（初めてひょうご共済の共済にご加入いただく場合）
- 当該建物に対して加入している火災共済・保険の契約内容がわかるもの

ご加入にあたっての要件

- ・この共済の共済始期日において、共済の対象建物に対し当組合または他社で火災共済・保険に加入していること
- ・この共済の共済始期日において、共済の対象建物に対し、この共済と同種の補償をする保険または共済に加入していないこと

ご契約いただけない主な建物

- ・住居専用建物
- ・延床面積が1,650m²以上の建物
- ・工場物件に該当する作業施設等(①～③)のいずれかに該当する場合)のうち、建物の構造級がb級、建物の建築年月が昭和56年5月以前(その後耐震工事実施済みの建物を除く)または当組合の引受基準において「リスクが高い」以上のいずれかに該当する建物
①工場用の作業に使用する動力合計が50kw以上の設備を有するもの
②工場用の作業に使用する電力合計が100kw以上の設備を有するもの
③作業人員が常時50名超のもの
- ・倉庫業者が占有する倉庫建物
- ・屋外スポーツ等施設(ゴルフ場・練習場、テニスコートなど)
- ・動植物を育成する施設(養殖場、果樹園など)
- ・法令違反建物
- ・建物入居者の事業が主に料理飲食店(事業用専有部分の50%以上)の建物内事業所
- ・建物入居者の割合が事業専有部分の50%以下の建物内事業所

など

加入限度額の減額について

建物の構造、新耐震設計基準の適合、業種や事業規模により、全損応援共済金の加入限度額を1,000万円、一部損応援共済金の加入限度額を500万円に減額させていただく場合があります。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

共済金をお支払いできない主な場合

- ・共済の対象建物がこの共済で補償する事故以外の事故により休業した場合(食中毒・特定感染症を含む)
- ・共済の対象建物が、この共済で補償する事故により損害を受けた結果、被災日から起算して10日を経過した後に事業活動が完全に休止した場合
- ・共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・国または公共機関による法令等の規制
- ・共済の対象建物の復旧または営業の継続に対する妨害
- ・約定事業再開期間内に事業再開をしない場合
- ・共済契約者または被共済者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ・被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・噴火の降灰によって、共済の対象建物が汚損されたことにより損害を受け、その結果生じた損失
- ・核燃料物質もしくは核燃料物資によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の結果生じた損失

お問い合わせは

ご加入時の注意点

- ・申込書は正確にご記入ください。特に共済の対象の所在地等「告知事項」に該当する項目にはご注意ください。記載内容が事実と異なる場合、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできることがあります。(告知事項には、申込書に★印があります。)
- ・兵庫県内の物件以外にはご加入いただけませんのでご注意ください。(ご契約者様のご住所が兵庫県外でもご契約いただけます。)

ご契約後の注意点

- ・ご契約内容に変更が生じたときには、取扱代理所または当組合までご連絡ください。特に共済の対象の所在地等「通知事項」に該当する項目にはご注意ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできることやご契約を解除させていただくことがあります。(通知事項には、申込書に☆印があります。)
- ・ご契約いただきますと、証書をお届けしますので、大切に保管してください。なお、ご契約後1ヶ月を経過しても証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。

クーリングオフについて

ご契約後、一定期間内にかぎり無条件でお申し込みの撤回をすることができる制度をクーリングオフ制度といいますが、この共済は共済期間が1年を超えない事業のためのご契約であるためクーリングオフをすることができません。お申し込みいただくにあたっては、この共済の補償内容等を十分にご確認のうえお申し込みください。

万一事故が発生した場合

この共済で補償する事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または当組合にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、共済金のお支払いが遅れたり、お支払いできることがあります。また、共済金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

個人情報の取扱いについて

当組合および全日本火災共済協同組合連合会(この共済の元受共済団体。以下「日火連」といいます。)は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合および日火連の取り扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先・再保険先等に提供を行います。詳しくは当組合および日火連のホームページをご覧いただくか、当組合または日火連までお問い合わせください。

共済金の削減、共済掛金の追徴

異常災害もしくはその他の事由により、損失金が生じ、それを繰越剩余金、諸積立金等により補てんすることができない場合、共済金の削減および共済掛金の追徴をすることがあります。

このパンフレットについて

このパンフレットは、「休業対応援共済」の概要を説明したもので、詳しくは、普通共済約款・重要事項説明書等をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

取扱代理所について

取扱代理所は当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理所とご縛結いただいて有効に成立したご契約につきましては、元受共済団体と直接契約されたものとなります。

取扱共済組合



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

〒650-0011 兵庫県神戸市
中央区下山手通6丁目3-28
TEL.078-361-8080

元受共済団体

全日本火災共済協同組合連合会

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2丁目11-2